

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突（かき筏） |
| 発生日時 | 令和5年9月29日 18時31分ごろ |
| 発生場所 | 広島県広島港第3区 広島港草津一文字防波堤南灯台から真方位200° 2.1海里付近 （概位 北緯34°19.7′ 東経132°23.0′） |
| 事故の概要 | プレジャーボートネプチューンⅡは、南東進中、かき筏に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年10月17日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート ネプチューンⅡ、2.2トン 270-33232広島、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長（大韓民国籍）、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 船底部外板に擦過傷 かき筏 外枠木材に折損等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 月出時刻：18時02分ごろ（月齢：14.3） 日没時刻：17時59分ごろ、常用薄明終了時刻：18時23分ごろ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、広島県広島市所在の広島はつかいち大橋南方沖で月見をした後、広島市所在のマリーナへ帰港することとした。</p> <p>船長は、広島港の航路を航行して帰港しようと思い、同航路出入口付近にある広島港第1号灯浮標の緑灯及び広島港第2号灯浮標の赤灯を目視で探しながら約10ノットの対地速力で南東進させた。</p> <p>本船は、広島港の航路出入口付近に向けて南東進中、船長が、前路にいた錨泊中の大型船（以下「錨泊船」という。）を右舷側に見て通航しようと思い、錨泊船を右舷側に見ながら航行し、右舷方の錨泊船に意識を向けて航行した後、ふと前方を見たところ、船首至近にかき筏を認めたが、どうすることもできず、かき筏に衝突した。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダー及びGPSプロッターを使用せず、目視のみで見張りを行っていた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を何度も航行したことがあり、かき筏の設置状況も知っていたが、右舷方にのみ意識が向き、前方の見張りを行っていなかったため、かき筏に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 分析 | <p>本船は、南東進中、船長が、右舷方の錨泊船に意識を向けて航行したことから、船首方のかき筏に向かっていることに気付かず、かき筏に衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が、南東進中、船長が、右舷方の錨泊船に意識を向けて航行したため、船首方のかき筏に向かっていることに気付かず、かき筏に衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、特定の対象物にだけ意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、夜間、航行の支障となる養殖施設等の付近を航行する場合、目視のみに頼らず、レーダー及びGPSプロッター等の航海計器を活用して船位の確認を適切に行うこと。 |